

知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂10版】をご購入いただいた皆様へ

第37回(2020年11月14日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂10版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第37回	2020年11月14日(土)	2020年5月1日
第38回	2021年3月7日(日)	2020年9月1日
第39回	未定 ^{注1}	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

注1: 第39回の検定試験が2021年7月に実施される場合は、法律の改正があります。

改訂に関連する法律
特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律(施行:令和2(2020)年4月1日) URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html
法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(債権法改正)(施行:令和2(2020)年4月1日) URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

※2020年10月20日現在

該当箇所	変更前	変更後
P35～36 Lesson 5 特許権の管理と活用 2 特許権の存続期間 1 行目～	日本国では、特許権の存続期間は特許出願日から 20 年で終了します（特 67 条 1 項）。例外として、医薬品等に係る特許権については、最大で 5 年延長されることがあります（特 67 条 2 項）。	日本国では、特許権の存続期間は特許出願日から原則として 20 年で終了します（特 67 条 1 項）。一定の場合に、延長登録出願により存続期間を延長できる場合があります（特 67 条 2 項、4 項）。例えば、医薬品等に係る特許権については、最大で 5 年延長されることがあります（特 67 条 4 項）。
P54～58 Lesson 8 意匠法の保護対象と登録要件 10 ページを差し替え		次の 5 ページ分の内容に差替え

8

意匠法の保護対象と登録要件

子ども向けのキャラクター商品を開発・販売するI社は、新しいキャラクターを使った商品を発売する準備をしています。ラインアップには、キャラクターがデザインされた鉛筆やノートなどの文房具、体育用品などを入れる布バッグ、キャラクターの刺繍をしたアップリケ等、学校で必要なものを揃えました。

I社は、これらの商品について意匠登録出願をして意匠権を取得することを検討しています。



Question

この場合、次のA～Cのうち、対応または考えとして正しいものを選び、その理由を答えなさい。ただし、正しいものは一つとは限りません。また、正しいものがない場合もあります。

- A** さまざまな物で意匠権を取得した方がよいので、文房具や布バッグはもちろん、キャラクターデザインについても意匠登録出願する。
- B** 長時間使っても手が疲れにくい形状の鉛筆を開発した。このアイデアについても意匠登録出願する。
- C** 意匠登録は立体的な物しか受けられないので、文房具や布バッグは出願するが、キャラクターを刺繍しただけのアップリケについては出願しない。

Hint

意匠法の保護対象である「意匠」の定義を、意匠法2条1項で確認しよう。

→ 正解と解説は、63 ページ

Lesson

8. 意匠法の保護対象と登録要件

Point 意匠法ではどんなものが保護対象となるか、意匠登録要件とは何か、を理解する

Key word 意匠、物品、美感、工業上利用できる、新規性、新規性喪失の例外、創作非容易性、先願主義

1 意匠とは

意匠法は、「意匠の保護および利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、ひいては産業の発達に寄与すること」を目的としています（意1条）。**意匠**とは、ある製品における装飾的・美術的に優れた側面です。意匠は工業製品の外観であるといえるため、多くの製品に関係しています。例えば、自動車、衣料、宝飾品、家具や電気製品、産業機械に至るまで、さまざまです。消費者の興味をひく製品の見た目が意匠であるともいえますので、意匠は、市場における製品に付加価値をもたらしています。

日常よく見かける物にも、**意匠権**は多く発生しています。どのような意匠が登録されているか、参考に見てみましょう。



意匠登録 第 1394201 号
意匠に係る物品：乗用自動車
意匠権者：トヨタ自動車株式会社



意匠登録 第 1411879 号
意匠に係る物品：包装用瓶
意匠権者：サントリーホールディングス株式会社

2 保護対象

条文

意匠法2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と意匠法において定義されています（意2条1項）。すなわち、意匠法による保護を受けるためには、**物品**の形状等や**建築物**の形状等や**画像**でなけれ

ばなりません。特許法や実用新案法の保護対象である技術的な思想は保護されません。

これまで、物品の形状等のみが意匠法の保護対象とされてきましたが、2019年の法改正により保護対象が拡充され、建築物の外観・内装のデザインや、物品に記録・表示されていない画像も保護対象となりました。

①物品・建築物・画像

「物品」とは、有体物（動産）のうち、市場で流通する**動産**をいい、動産とは土地およびその定着物（不動産）以外のものをいいます。ただし、それのみでは通常、独立の製品として取引されない物品の部分（**部分意匠**）も意匠登録の対象となります。

物品として認められないもの

例	例外
× 土地およびその定着物	使用時には不動産であっても、転売時は動産として取り扱われる物は物品（例）門、組立て式バンガロー
× 電気、光、熱などの無体物	
× 粉状物、粒状物	集めたものが固定の形態を有する物は物品（例）角砂糖

意匠法上の「建築物」として保護を受けるためには、①土地の定着物であることと、②人工構造物であること、いずれをも満たしていることが必要です。例えば、住宅、工場、競技場などが考えられます。これに対し、土地に定着させるものではあるものの、動産として取引される庭園灯等は「建築物」にあたりません。また、自然の山や石や樹木は人工的なものではないため、意匠法の保護対象とはなりません。

意匠法上の「画像」として保護を受けるためには、①ウェブサイトの商品購入用画像などの「機器の操作の用に供される画像（**操作画像**）」、②医

療用測定結果表示画像などの「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（**表示画像**）」、のいずれかであることが必要です。

②視覚を通じて

意匠登録出願されたものの全体の形状等が、肉眼によって認識することができるものでなければなりません。

③美感を起こさせる

美術品のように高尚な美を要求しているのではなく、何らかの**美感**を起こすものであれば足りるとされています。例えば、機能や作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないものは、意匠法の保護対象外です。

3 意匠登録の要件

日本国において、意匠が保護されるためには、意匠法に基づいて特許庁の審査を通過し、**意匠登録**を受ける必要があります。意匠が工業的に量産されうるものでなければ、意匠登録は認められません（意3条1項柱書）。また、新しい意匠であることや創作非容易性などの要件が問われます。

(1) 工業上利用できる意匠であること

意匠法も特許法と同様、「**産業の発達**に寄与」することを目的としています（意1条）。そのため、「**工業上利用できる意匠**」、すなわち工業的技術を利用して、同じ物を繰り返し多量に生産できる意匠であることが必要です（意3条1項柱書）。自然の石をそのまま用いた置物のように、自然物を意匠の主要素としているものや、絵画のように純粋に美術の分野に属する著作物は、同一物を量産できないため、意匠法の保護を受けることができません。

(2) 新しい意匠であること（新規性）

意匠制度の趣旨は、新しい価値を生み出している意匠を保護することにあります（意3条1項各号）。すでに世の中に知られている意匠は、保護する必要がないと考えられます。意匠法では、**新規性**のない意匠として、以下のものが規定されています。

- ①意匠登録出願前に日本国内または外国において、**公然知られた意匠**
- ②意匠登録出願前に日本国内または外国において、**頒布された刊行物に記載された意匠**、または電気通信回線を通じて**公衆に利用可能**となった意匠
- ③上記2つの意匠に**類似**した意匠

新規性の判断基準は「**出願時**」です。例えば、午前中に発表した商品の意匠を、その日の午後に出願したとしても、出願時において新規性を失っているので、原則としてその意匠は意匠登録を受けることができません。また、日本国内のみならず**外国で知られた意匠**や、さらに同一の意匠だけではなく**類似**の意匠についても、新規性のない意匠として扱われます。

なお、新規性を喪失したとしても、**新規性喪失の例外**規定の適用を受けることにより、その意匠は新規性を喪失しなかったものとみなされる場合があります（意4条）。例外規定の適用を受けられる行為は、次の通りです。

- ①意匠登録を受ける権利を有する者の**意に反して**公知となった場合
- ②意匠登録を受ける権利を有する者の**行為**（試験販売を含む）に**起因して**公知となった場合

新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その意匠が公知となった日から**1年以内に出願**しなければなりません。

(3) 容易に創作できる意匠ではないこと（創作非容易性）

従来から存在するデザインに基づいて**容易に創作**できる意匠は、意匠登録を受けることができません（意3条2項）。このような意匠に意匠権を認めてしまうと、誰でも簡単に作れる創作性の低い意匠の実施を制限してしまい、かえって産業の発達を妨げるおそれがあるからです。その判断基準は、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（いわゆる**当業者**）が、容易に創作できるか否かです。

創作非容易性を満たさない意匠と認められる例として、以下が挙げられます。

- ①置き換え
意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えること
- ②寄せ集め
複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成すること
- ③一部の構成の単なる削除
意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除すること
- ④配置の変更
意匠の構成要素の配置を、単に変更すること
- ⑤構成比率の変更
意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比等の比率を変更すること
- ⑥連続する単位の数の増減
繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させること
- ⑦物品等の枠を超えた構成の利用・転用
既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用すること

(4) 先に出願されていないこと (先願主義)

意匠権は独占排他権であるため、同一または類似の意匠について、重複権利は認められません。同一または類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったときは、最先の出願人のみが意匠登録を受けることができます(意9条1項)。これを**先願主義**といいます。

同日に同一または類似の意匠で二以上の出願があった場合は、特許法と同様、特許庁長官から協議命令が出され、**協議**において合意で定められた**一の出願人**のみが、意匠登録を受けることができます。しかし、協議が成立しなかったり、協議自体ができなかったときは、いずれの出願人も意匠登録を受けられません。

そのほか、**公序良俗に反する**意匠や、他人の榮譽に関する物品、建築物又は画像と**混同**を生じるおそれのある意匠、物品の機能を確保するために**不可欠な形状**、建築物の用途にとって**不可欠な形状**のみからなる意匠、画像の用途にとって**不可欠な表示**のみからなる意匠など、意匠登録を受けることができない意匠(意5条)に該当しないことが、意匠登録が認められる要件となっています。

まとめ

意匠とは、物品の形状、模様もしくは色彩もしくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。登録要件として、①工業上利用できる意匠、②新規性、③創作非容易性、④先願主義などが挙げられる。

Questionの正解と解説

正解 なし

解説

意匠法において、保護対象となる意匠は、物品の形状等や建築物の形状等や画像です(意2条1項)。キャラクターがデザインされた文房具や布バッグやキャラクターが刺繍されたアプリケは物品性を有しているため、他の登録要件(意3条等)を満たすことにより、意匠登録を受けられる可能性があります。

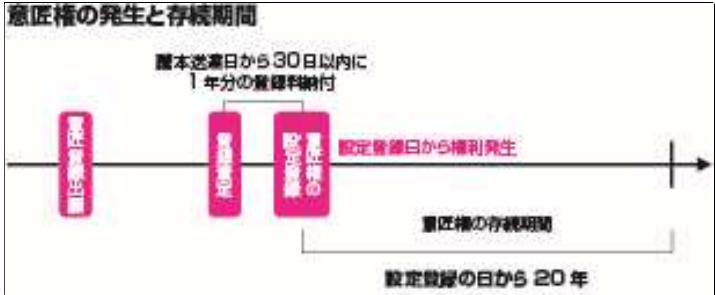
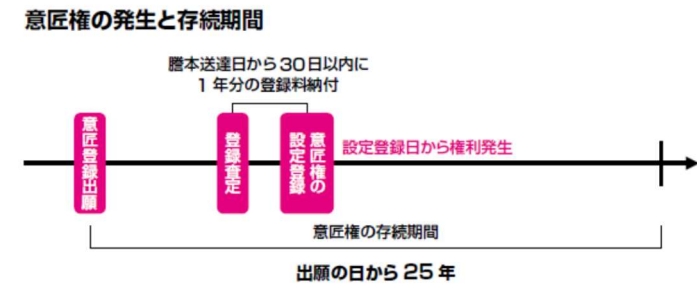
Aについて、上述のとおり、文房具や布バッグは、意匠登録を受けられる可能性があります。しかし、「キャラクターデザイン」は物品の形状等ではないため、意匠登録を受けられません。よって、本肢は誤りです。

Bについて、「長時間使っても手が疲れない形状」といった技術的思想は、特許法や実用新案法の保護対象であり、意匠法の保護対象とはなりません。よって、本肢は誤りです。

Cについて、物品性を有していれば、立体的でなくても意匠登録を受けられる可能性があります。よって、本肢は誤りです。

← Questionは、55ページ

該当箇所	変更前	変更後
P66 Key word 2行目	拒絶査定不服審判、部分意匠、動的意匠、組物の意匠、秘密意匠	拒絶査定不服審判、部分意匠、動的意匠、組物の意匠、 内装の意匠 、秘密意匠
P66 Lesson 9 意匠登録を受けるための手続き 1 意匠登録出願 10行目以降に追加	これを、「一意匠一出願の原則」といいます。一つの出願に複数の意匠が記載されていると、権利範囲が不明確になってしまうためです。	これを、「一意匠一出願の原則」といいます。一つの出願に複数の意匠が記載されていると、権利範囲が不明確になってしまうためです。 なお、2019年法改正により、複数の意匠についての出願を、一の願書により出願することができる制度が導入されました。ただし、審査はあくまで意匠ごとに行われ、意匠ごとに権利が発生します。この制度は2021年5月17日までに施行されることになっていますが、 現在のところ（2020年6月15日現在）、施行日は未定です。 この制度は2020年4月1日から施行されます。
P68 Lesson 9 意匠登録を受けるための手続き 3 特殊な意匠登録出願 (4) 新規追加 (4) → (5) に変更	(4) 秘密意匠	(4) 内装の意匠 店舗、事務所その他の施設（宿泊施設など）の内部の設備および装飾（内装）を構成する物品、建築物または画像の意匠は、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができます。ただし、内装全体として統一的な美感を起こせるものでなければなりません。 例えば、家具や什器、壁や床等に共通の材質や模様等を用いている場合に、内装における「統一的な美感」が認められると考えられます。 (5) 秘密意匠
P69 Lesson 9 意匠登録を受けるための手続き まとめ 最終行	… ①部分意匠、②動的意匠、③組物の意匠、④秘密意匠などがある。	… ①部分意匠、②動的意匠、③組物の意匠、 ④内装の意匠 、 ⑤秘密意匠 などがある。

該当箇所	変更前	変更後										
P73 Lesson10 意匠権の管理と活用 3 意匠権の発生と存続期間 最終から2行目	意匠権の存続期間は、 設定登録日 から 20年 で終了します。	意匠権の存続期間は、 意匠登録出願の日 から 25年 で終了します。										
P74 Lesson10 意匠権の管理と活用 3 意匠権の発生と存続期間 意匠権の発生と存続期間の図	 <p>意匠権の発生と存続期間</p> <p>願本送達日から30日以内に1年分の登録料納付</p> <p>意匠登録出願</p> <p>登録査定</p> <p>意匠権の設定登録</p> <p>設定登録日から権利発生</p> <p>意匠権の存続期間</p> <p>設定登録の日から20年</p>	 <p>意匠権の発生と存続期間</p> <p>願本送達日から30日以内に1年分の登録料納付</p> <p>意匠登録出願</p> <p>登録査定</p> <p>意匠権の設定登録</p> <p>設定登録日から権利発生</p> <p>意匠権の存続期間</p> <p>出願の日から25年</p>										
P75 Lesson10 意匠権の管理と活用 まとめ 1～2行目	意匠権は設定登録をもって発生し、存続期間は、 設定登録の日 から 20年 で終了する。	意匠権は設定登録をもって発生し、存続期間は、 意匠登録出願の日 から 25年 で終了する。										
P210 Lesson26 不正競争防止法 3 不正競争行為の類型 (5) 新規追加 (5) → (6) に変更 (6) → (7) に変更	<table border="1" data-bbox="618 914 1308 1010"> <tr> <td>(5) 原産地等誤認誘引行為</td> <td>商品等の品質を誤認させるような表示をする等の行為</td> </tr> <tr> <td>(6) 競争者営業誘引行為</td> <td>競争関係にある他人の信用を失わせるような行為</td> </tr> </table>	(5) 原産地等誤認誘引行為	商品等の品質を誤認させるような表示をする等の行為	(6) 競争者営業誘引行為	競争関係にある他人の信用を失わせるような行為	<table border="1" data-bbox="1366 834 2069 1010"> <tr> <td>(5) 限定提供データ不正取得等行為</td> <td>不正な手段により限定提供データを取得等する行為</td> </tr> <tr> <td>(6) 原産地等誤認誘引行為</td> <td>商品等の品質を誤認させるような表示をする等の行為</td> </tr> <tr> <td>(7) 競争者営業誘引行為</td> <td>競争関係にある他人の信用を失わせるような行為</td> </tr> </table>	(5) 限定提供データ不正取得等行為	不正な手段により限定提供データを取得等する行為	(6) 原産地等誤認誘引行為	商品等の品質を誤認させるような表示をする等の行為	(7) 競争者営業誘引行為	競争関係にある他人の信用を失わせるような行為
(5) 原産地等誤認誘引行為	商品等の品質を誤認させるような表示をする等の行為											
(6) 競争者営業誘引行為	競争関係にある他人の信用を失わせるような行為											
(5) 限定提供データ不正取得等行為	不正な手段により限定提供データを取得等する行為											
(6) 原産地等誤認誘引行為	商品等の品質を誤認させるような表示をする等の行為											
(7) 競争者営業誘引行為	競争関係にある他人の信用を失わせるような行為											

該当箇所	変更前	変更後
P212 Lesson26 不正競争防止法 3 不正競争行為の類型 (5) 新規追加 (5) → (6) に変更 (6) → (7) に変更		(5) 限定提供データ不正取得等行為 限定提供データとは、相手方を限定して業として提供するデータで、電磁的方法により相当量蓄積され、および管理されている技術上又は営業上の情報をいいます。 営業秘密の条件である「秘密管理性」は条件となりません。 この限定提供データを盗むなどの不正な手段により取得する行為や、不正取得した限定提供データを使用、開示するなどの行為は、不正競争行為に該当します。
P213 3 不正競争行為の類型 (6) 原産地等誤認惹起行為 2行目	商品などにその原産地や品質を誤認させるような表示をする行為などは、不正競争行為として禁止されています（不競2条1項 14号 ）。	商品などにその原産地や品質を誤認させるような表示をする行為などは、不正競争行為として禁止されています（不競2条1項 20号 ）。
P213 3 不正競争行為の類型 (7) 競争者営業誹謗行為 3行目、10行目	いわゆる信用毀損行為で、両者の間に競争関係があることが必要です。競争相手にとって営業上の信用を害するような虚偽の事実を告知したり、流布したりする行為は、不正競争行為に当てはまります（不競2条1項 15号 ）。 …（中略）… そのほか、不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、その他人の氏名や商号等と同一か類似のドメイン名を取得、保有、使用する、ドメイン名不正取得等行為（不競2条1項 13号 ）などが禁止されています。	いわゆる信用毀損行為で、両者の間に競争関係があることが必要です。競争相手にとって営業上の信用を害するような虚偽の事実を告知したり、流布したりする行為は、不正競争行為に当てはまります（不競2条1項 21号 ）。 …（中略）… そのほか、不正の利益を得る、または他人に損害を加える目的で、その他人の氏名や商号等と同一か類似のドメイン名を取得、保有、使用する、ドメイン名不正取得等行為（不競2条1項 19号 ）などが禁止されています。
P217 Lesson27 民法 1 民法と契約 3行目	…よって、口約束であっても、契約は 成り立ち ます。	…よって、 原則として 口約束であっても、契約は 成立 します。
P218 Lesson27 民法 2 契約の有効要件 ②	②当事者の意思表示に瑕疵がないこと 瑕疵とは、法律上、何らかの欠点や欠陥があることをいいます。詐欺 や 強迫による意思表示は、取り消すことができます。	②当事者の意思表示に瑕疵がないこと 瑕疵とは、法律上、何らかの欠点や欠陥があることをいいます。 錯誤 、詐欺、強迫による意思表示は、取り消すことができます（ 民95条、96条 ）。

該当箇所	変更前	変更後
P218 Lesson27 民法 3 契約内容が実行されない場合の措置 ②	②契約の解除 履行を促す「催告」をしても履行されない場合は、契約を解除することが可能です（民 540 条）。	②契約の解除 履行を促す「催告」をしても履行されない場合は、契約を解除することが可能です（民 540 条, 541 条 ）。
P220 Lesson27 民法 Question の正解と解説 A 4 行目	X社はY社に契約内容を履行するよう催告の上、契約を解除することができます。よって…	X社はY社に契約内容を履行するよう催告し、 履行がなかったときは 契約を解除することができます。よって…